

～よかトピア国際交流財団 外国人のための無料法律相談

注意事項～

よかトピア国際交流財団では、外国人を対象に福岡県弁護士会から弁護士を招き、無料の法律相談を行っています。

- ・よかトピア国際交流財団には弁護士は常駐しておらず、派遣される弁護士は毎回変わります。
- ・特定の案件に詳しい弁護士を指名することはできません。

○入国・在留・国籍に関する無料相談会やよかトピア国際交流財団以外での法律相談もあります。詳細はスタッフにお尋ねください。

申込みの前に以下の事項をよく読んでください。

●相談内容について

申込書に詳細が記入されていない場合、弁護士側で準備ができず当日十分な回答が得られない可能性もありますのでご承知願います。

●予約後

申込書受領後、仮予約確認書を発行します。そこに記載されている日付に、よかトピア国際交流財団(092-262-1799)に再確認の電話をしてください。この連絡がない場合、予約はキャンセルとなります。

急病等やむをえない理由で来られなくなった場合は、至急よかトピア国際交流財団へ連絡してください（キャンセル待ちの人がいます）。

●相談当日

相談時間は1人45分間と限られていますので、質問などをまとめて来られることをお勧めします。

相談の開始時間に遅れた場合でも相談終了時間を延長することはできません。

●相談後

より多くの方にこのサービスを提供するため、原則として、一度ご利用いただいた日から2ヶ月間は、同サービスを利用することはできません。ただし、その間の相談日2日前に予約に空きがある場合のみ、利用することができます。

予約の再確認後キャンセルされた場合も、一度相談を受けられたと見なします。

以上